

保護者及び関係者の皆様へ

兵庫県教育委員会

学校における合理的配慮の提供について

平素は、本県の教育の推進に、ご理解・ご協力いただき、ありがとうございます。

障害のある子どもやその可能性のある子どもたちが、能力を最大限発揮し、学校生活の中でともに成長していくためには、一人一人に応じた支援や配慮が必要になる場合があります。

例えば、「友だちと一緒に行動するために支援してほしいこと」や「授業内容を理解しやすくするために配慮してほしいこと」などがありましたら、学級担任や各学校園の特別支援教育コーディネーター等にご相談ください。本人・保護者等のご意向を確認しながら、特別支援教育コーディネーターを中心とする校園内委員会で、必要な支援や配慮について検討し、合意形成の下、関係教職員がチームとなって取り組みます。

また、兵庫県公立高等学校入学者選抜においても、必要に応じた特別措置をしておりますので、早めに学級担任にご相談ください。

下部に補足説明や、次ページに「合理的配慮の提供のプロセス例」を掲載しています。

● 合理的配慮

障害のある子どもが、他の子どもと共に学ぶにあたり、障害のある子ども一人一人の状況に応じて、個別に必要とされる配慮です。学校には、体制面、財政面において可能な範囲で、適切に対応する義務があります。

参考:独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所「合理的配慮」実践事例データベース



● 特別支援教育コーディネーター

学校における特別支援教育の推進のため、主に、校園内委員会・校内研修の企画・運営、関係機関・学校との連絡・調整、相談窓口等の役割を担います。全ての学校にいますので、困っていることがありましたら、ご相談ください。

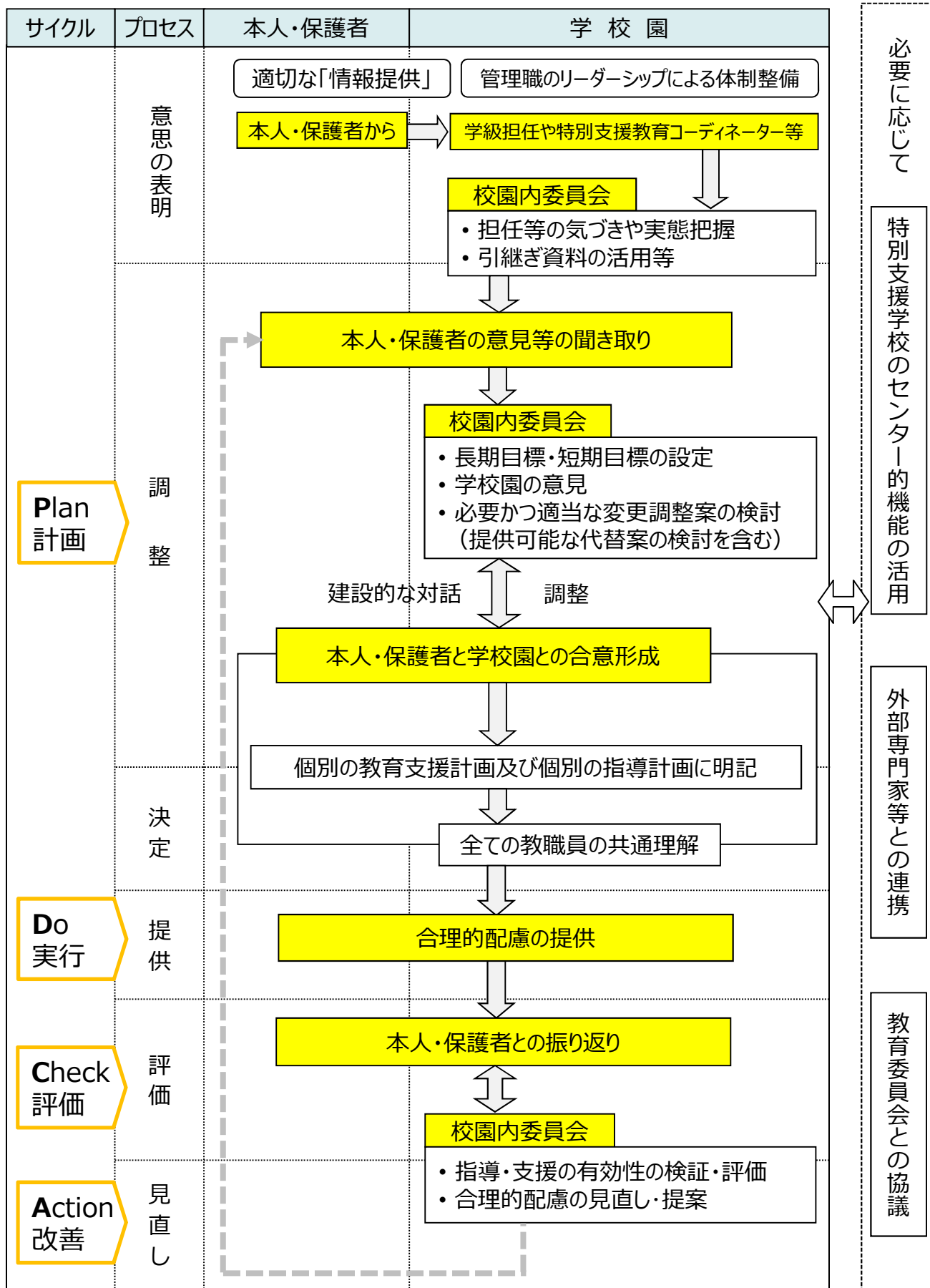
● 兵庫県公立高等学校入学者選抜における特別措置

障害のある生徒や外国籍の生徒等、配慮が必要な志願者に対して、個々の状況に応じて、別室受検や検査時間の延長等、特別な措置を実施します。

参考:兵庫県教育委員会事務局高校教育課ホームページ「兵庫県公立学校入学者選抜における特別措置について」



合理的配慮の提供のプロセス例



必要に応じて

特別支援学校のセンター的機能の活用

外部専門家等との連携

教育委員会との協議